

長崎県福祉のまちづくり表彰事業実施要綱

（目的）

第1条 長崎県福祉のまちづくり表彰事業（以下、「本事業」という。）は、高齢者や障害者等をはじめ、すべての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりに率先して取り組んでいる個人、団体及び企業等を顕彰し、これを通じて、県民総参加による福祉のまちづくりに向けた意識の高揚を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 賞の名称は、長崎県福祉のまちづくり賞（以下「まちづくり賞」という。）とする。

（対象）

第3条 まちづくり賞は、長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年3月21日長崎県条例第9号）に該当する施設等の整備のほか、高齢者、障害者等に配慮し、すべての人が自由に活動できるよう率先して福祉のまちづくりに取り組んでいる個人、団体及び企業等の活動を対象とする。

（主催者）

第4条 本事業は、長崎県及び長崎県福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）が主催し、毎年度1回実施するものとする。

（審査・選考）

第5条 まちづくり賞の審査・選考は、推進協議会において行う。なお、審査・選考の結果、該当なしとする場合もあるものとする。

（賞の決定）

第6条 推進協議会は、まちづくり賞に値する対象について、必要な事項を推進協議会長に提出するものとする。

2 推進協議会長は、前項の対象のうちから、まちづくり賞を決定するものとする。

（庶務）

第7条 本事業の庶務は、長崎県福祉保健部福祉保健課が行う。

（事業年度）

第8条 本事業の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。